本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が94箇所存在するが、このうち93箇所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域を含む三陸沿岸地域と仙台地域や八戸地域の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、田老北インターチェンジ（仮称）から岩泉龍泉洞インターチェンジまでの区間においては構造物延長最小案（申請案）、終点側鉄道交差回避案及び路線延長短縮案の３案、岩泉龍泉洞インターチェンジから鵜の巣断崖インターチェンジまでの区間においては中間ルート案（申請案）、西側ルート案及び東側ルート案の３案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が中位であり移転対象家屋数が最も少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。鵜の巣断崖インターチェンジから田野畑南インターチェンジ（仮称）までの区間においては路線延長短縮案（申請案）及び西側ルート案の２案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が少なく移転対象家屋数は同数であること、橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。田野畑南インターチェンジ（仮称）から田野畑北インターチェンジ（仮称）までの区間においては中間ルート案（申請案）、西側ルート案及び東側ルート案の３案、田野畑北インターチェンジ(仮称)から普代インターチェンジまでの区間においては構造物延長最小案（申請案）、路線延長短縮案及び東側ルート案の３案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も多いものの移転対象家屋数は中位であること、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。普代インターチェンジから久慈インターチェンジまでの区間においては中間ルート案（申請案）、構造物延長最小案及び路線延長短縮案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象家屋数が中位であること、トンネル及び橋梁の総延長が中位であること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う市道、村道及び二級河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域を含む三陸沿岸地域と仙台地域や八戸地域の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られ、本件地域の復興に寄与するとともに、現道は、線形不良区間等が多く存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸北縦貫道路整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県下閉伊郡田野畑村役場、同郡普代村役場、同県九戸郡野田村役場及び久慈市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉及び菅窪地内

岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃、第18地割字土取場及び第19地割字白井地内

岩手県九戸郡野田村大字玉川第５地割字上代川及び字上代川山、大字野田第９地割字下米田、大字野田第８地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第22地割字明内、大字野田第25地割字伏津沢並びに大字野田第24地割字秋田地内

岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第７地割、宇部町第６地割、宇部町第４地割、宇部町第３地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割、長内町第28地割、長内町第35地割、長内町第34地割、長内町第30地割、長内町第33地割、新井田第５地割及び新井田第４地割地内

○国土交通省告示第四百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の六第四項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十二の項業務区域欄中「埼玉県」の下に「、千葉県」を、「東京都」の下に「、神奈川県」を、「長崎県の全域」の下に「（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」を加える。

○国土交通省告示第四百九十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年三月二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5066号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ－ＬＲ01型	高階救命器具株式会社	締め具を追加